

平成30年度第1回弘前市福祉有償運送運営協議会

日 時 平成31年2月12日（火）

午後2時より

場 所 弘前市役所前川新館6階大会議室

次 第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 弘前市における移動困難者の現況について
4. 更新登録申請団体に関する協議について
 - ・ 特定非営利法人 光の岬福祉研究会
 - ・ 特定非営利法人 銀河
 - ・ 特定非営利法人 ケアサポートひまわり
5. その他
6. 閉会

配布資料一覧

- ・資料1 弘前市福祉有償運送運営協議会委員名簿
- ・資料2 自家用有償旅客運送の概要
- ・資料3 弘前市における移動困難者の現況について
- ・資料4 福祉有償運送登録協議団体一覧
- ・資料5-1 更新登録協議団体確認表（NPO 法人 光の岬福祉研究会）
- ・資料5-2 更新登録協議団体確認表（NPO 法人 銀河）
- ・資料5-3 更新登録協議団体確認表（NPO 法人 ケアサポートひまわり）
- ・資料5-4 対価について
- ・資料6 青森県タクシー自動認可運賃上限額（弘前交通圏域）

・参考資料

「福祉有償運送ガイドブック」

「福祉有償運送の登録基準について」

「弘前市福祉有償運送運営協議会運営規則」

資料1

弘前市福祉有償運送運営協議会委員名簿

(任期：平成30年3月13日～平成32年3月12日)

区分	所属団体	役職	氏名	協議会職名
学識経験のある者	弘前学院大学社会福祉学部	教授	オガワ 幸裕 小川 幸裕	会長
福祉有償運送を利用する立場にある者	弘前市町会連合会	理事	カハタ マサフミ 中畑 政憲	副会長
タクシー事業関係者	青森県タクシー協会弘前支部	支部長	シヤマ 清司 下山 清司	委員
福祉有償運送事業関係者	弘前市社会福祉協議会	総務課長	シエ 義孝 溝江 義孝	委員
青森運輸支局長の指名を受けた職員	青森運輸支局	首席運輸 企画専門官	ワカマツ 浩 若松 浩	委員
市の職員	弘前市健康福祉部	部長	ソノガワ 吉彦 外川 吉彦	委員
市の職員	弘前市都市環境部	部長	ヤナギタ ユカ 柳田 穰	委員

自家用有償旅客運送について

1. 自家用有償旅客運送とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

【自家用有償旅客運送】

- ・ バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
- ・ 旅客から収受する対価は実費の範囲内(※)。
(※) ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類

- ・地域の移動ニーズに応じて、適切な種類の自家用有償旅客運送の導入を検討しましょう。

地域の移動ニーズ

バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等が外出するための移動手段を確保したい

地域の移動ニーズ

単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障害者等が外出するための移動手段を確保したい

交通空白輸送を行う 自家用有償旅客運送の種類

福祉輸送を行う 自家用有償旅客運送の種類

市町村が主体

NPO法人等が主体

市町村が主体

NPO法人等が主体

市町村運営 有償運送(交通空白)

公共交通空白地 有償運送

市町村運営 有償運送(福祉)

福祉 有償運送

市町村自らが、当該市町村内の交通空白地において、当該市町村内の住民等の運送を行うもの

NPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民等の運送を行うもの

市町村自らが、当該市町村の住民等のうち、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

NPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

(実際の運行は、バス・タクシー事業者に委託されているケースがある)

自家用有償旅客運送の登録の流れ

- ・自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

①地域における関係者の合意

地域公共交通会議 又は 運営協議会

- ・自家用有償旅客運送の必要性、旅客から收受する対価に関する事項
- ・その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】

- ・当該地域を管轄する運輸支局等
(市町村又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県)

※登録の有効期間は2年

(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は3年)

弘前市における移動困難者の現況について

運営協議会では移動制約者の方々の状況や、弘前市におけるタクシー事業者等の公共交通機関によるサービスの提供状況などを把握したうえで、本市においてNPO等が行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うこととされています。

この資料は、必要性の判断を行うための基礎資料としてご用意しています。

【弘前市の現況】

弘前市の人口は、平成30年3月31日現在、172,444人であり、このうち65歳以上の人口は53,552人で、高齢化率は31.1%となっている。

65歳以上の人口は昨年度と比較し、625人増加しており、高齢化が進んでいる。

交通機関は、JR（奥羽本線）や弘南鉄道（弘南線・大鰐線）、弘南バス（約100系統）、予約型乗合タクシー（相馬地区）がそれぞれ運行している。

しかし、公共交通維持に関する財政支出の増加や、運転手の確保や経営体力の維持といった交通事業者の課題が深刻化していることから、平成30年8月に「弘前市地域公共交通再編実施計画」を策定した。当計画においては、路線バスの利用者一人あたりの赤字額が大きく、事業効率が低い4つの方面（薬師堂方面、城東方面、岩木方面、浜の町方面）にて、既存のバス路線を廃止し、新たに乗合タクシーの運行（石川・堀越・鳥井野・笹館・小友地区線）や重複するバス路線の整理（城東安原・岩木・板柳線）に取り組んでいる。

【要介護者の状況】

（平成30年3月31日現在）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
認定者数①	1,404	1,282	2,137	1,939	1,302	1,364	1,063	10,491
うち施設入所者②	0	0	108	186	270	545	417	1,526
在宅認定者(①-②)	1,404	1,282	2,029	1,753	1,032	819	646	8,965
うち介護度3以上(福祉車両での移動が必要と思われる人)					2,497			

【障害者の状況】

(平成30年3月31日現在)

障害者手帳保持者 → 11,293人 (うち64歳以下 4,534人)
 上記のうち施設入所者 → 278人 (うち64歳以下 176人)

(内訳)

○身体障害者

身体障害者手帳	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
視覚障害	49	69	27	17	151	209	522
聴覚・・・平衡機能障害	381	3	291	82	166	15	938
音声・・・言語等機能障害	0	0	20	42	1	0	63
肢体不自由・・・上肢	63	77	126	139	555	632	1,592
肢体不自由・・・下肢	68	164	897	554	281	249	2,213
肢体不自由・・・体幹	0	49	6	52	111	95	313
内部障害	0	0	476	424	16	1,517	2,433
計	561	362	1,843	1,310	1,281	2,717	8,074

※網掛け・・・在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業の対象となる区分

○知的障害者

愛護手帳	B	A	計
人数	886	622	1,508

※網掛け・・・在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業の対象となる区分

○精神障害者

保健福祉手帳	3級	2級	1級	計
人数	209	979	523	1,711

【弘前市における外出支援施策】

○在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業（平成29年度）

在宅の心身障がい者に対し、障害福祉サービスを補うことを主旨として、タクシー利用料金の一部を助成し、生活行動範囲の拡大及び社会参加を促進する。課税状況によって受給資格に制限あり。

利用券交付者数(人)	延べ利用件数(件)	金額(円)	備 考
1,554	9,413	5,553,670	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者: 身体障がい児・者 1、2級 (視覚、肢体不自由、内部障がい) 知的障がい児・者 A ・一人当たり年間12枚 ・乗車1回当たり590円

○移動支援事業（平成30年3月31日現在）

地域での自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動に困難がある障がい者・児について、外出のための支援を行う。

支給決定者(人)		延べ利用者数 (人)	外出支援(時間)		車両輸送型(回)	
			個別移動支援	集団移動支援	福祉タクシー 福祉有償運送	日中活動 サービス送迎
身体	160	10,406	4,259.50	0.00	4,644	2,396
知的	42	3,280	1,643.00	1,608.50	780	899
精神	83	7,349	1,593.00	0.00	2,143	3,694
難病	1	3	1.50	0.00	2	0
児童	8	296	73.50	221.50	112	0
計	294	21,334	7,570.50	1,830.00	7,681	6,989

【弘前市内のタクシー台数】

平成30年12月末日現在

車 両	台 数
福祉車両	10
一般車両	395

【福祉輸送の活動状況】

- ・調査対象：弘前市内の訪問介護事業所及び福祉有償運送登録事業所
- ・調査内容：直近1年間での福祉輸送回数、利用者数等

		訪問介護事業所	福祉有償運送登録事業所
実施事業所数		40	13
利用者数(人) A		1,536	279
輸送回数(回) B		77,295	9,620
	福祉車両	34,655	6,063
	セダン等	42,640	3,557
1人当たり利用回数 (回)B/A		50.32	34.48
車両台数(台)		259	45
	福祉車両	112	27
	セダン等	147	18
運転者数(人)		350	86
	2種	71	4
	その他	279	82

平成30年度福祉有償運送登録協議団体一覧

今回更新登録協議団体

No.	団体名	事業所名	登録期間満了日
1	特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会	ひかりの岬居宅介護等事業所	H31.3.13
2	特定非営利活動法人 銀河	送迎サポートステーション Pegasus	H31.3.2
3	特定非営利活動法人 ケアサポートひまわり	Plan Do	H31.4.3

登録団体

No.	団体名	事業所名	登録期間満了日
1	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 岩木 支部	H32.2.22
2	社会福祉法人 抱民舎	社会福祉法人 抱民舎	H32.2.22
3	社会福祉法人 桃仁会	城東ホームヘルプセンター	H32.3.22
4	社会福祉法人 弘前愛成園	弘前静光園 ホームヘルプステーション	H32.3.22
		自由ヶ丘ホームヘルプステーション	H32.3.22
5	社会福祉法人 オリーブ会	オリーブヘルプステーション	H32.3.22
6	社会福祉法人 津軽富士見会	弘前園ヘルパーセンター	H32.3.22
7	特定非営利活動法人 ありんこ	児童デイサービス やよいのあかり	H33.3.24
8	特定非営利活動法人 子育てサポートかたつむり	かたつむり	H33.3.24
9	特定非営利活動法人 team.Step by step	児童デイサービス すてっぷ	H33.3.24

(特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会)

資料 5 - 1

福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

No	項目	申請内容	変更	前回申請
1	運送主体	(名 称) 特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会 (所在地) 弘前市大字笹森町 3 7 - 2 1 (代表者) 代表理事 太田 真		(名 称) 特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会 (所在地) 弘前市大字笹森町 3 7 - 2 1 (代表者) 代表理事 太田 真
	事業所	(名 称) ひかりの岬居宅介護等事業所 (所在地) 弘前市大字駒越字平田 2 - 3		(名 称) ひかりの岬居宅介護等事業所 (所在地) 弘前市大字駒越字平田 2 - 3
2	法令順守	様式第 2 号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第 7 9 条の 4 第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない。		様式第 2 号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第 7 9 条の 4 第 1 号から第 4 号までのいずれかにも該当しない。
3	旅客から収受する対価	【定額制】 通学乗合 (片道) 6 5 0 円		【定額制】 通学乗合 (片道) 6 5 0 円
		【距離制】 通学以外 1 km まで 2 3 0 円、以降 1 km ごとに 8 0 円		【距離制】 通学以外 1 km まで 2 3 0 円、以降 1 km ごとに 8 0 円
4	複数乗車の設定	有り		有り
5	使用車両	車いす車・・・1 台 セダン・・・2 台	○	車いす車・・・1 台 回転シート車・・・1 台 セダン・・・1 台
	使用権原	法人所有・・・3 台 (うち 2 台リース契約)	○	法人所有・・・3 台 (うち 1 台リース契約)
6	運転者	普通免許・・・5 名	○	二種免許・・・1 名 普通免許・・・3 名
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に 2 年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。		上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に 2 年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。
7	運行管理の体制等	運行管理責任者 太田 真		太田 真
		整備管理責任者 小山内 俊也	○	佐々木 伸和
		事故対応責任者 小山内 なほみ		小山内 なほみ
		苦情処理責任者 太田 真		太田 真
8	運送対象等	身体障害者・・・1 名 その他・・・1 7 名 (内訳：肢体不自由者 8 名、知的障害者 9 名)	○	身体障害者・・・1 名 その他・・・2 2 名 (内訳：肢体不自由者 8 名、知的障害者 1 4 名)
	運送の区域	弘前市を発地又は着地とする区域		弘前市を発地又は着地とする区域
	目的	・自宅から養護特別支援学校までの通学の輸送 ・その他通学以外での送迎等		・自宅から養護特別支援学校までの通学の輸送 ・その他通学以外での送迎等
9	損害賠償措置	全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入

(特定非営利活動法人 銀河)

福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

資料 5 - 2

No	項目	申請内容	変更	前回申請
1	運送主体	(名称) 特定非営利活動法人 銀河 (所在地) 弘前市大字若葉二丁目7-1 (代表者) 理事長 菊池 健弥		(名称) 特定非営利活動法人 銀河 (所在地) 弘前市大字若葉二丁目7-1 (代表者) 理事長 菊池 健弥
	事業所	(名称) 送迎サポートステーションPegasus (所在地) 弘前市大字城東五丁目13-6		(名称) 送迎サポートステーションPegasus (所在地) 弘前市大字城東五丁目13-6
2	法令順守	様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。		様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれかにも該当しない。
3	旅客から収受する対価	【定額制】 通学乗合(片道) 600円 ※乗合での運送によって、出発地点から目的地点までの対価が正規のタクシー運賃の1/2を超過する場合、超過額に応じて1人当たりの対価を減額する。		【定額制】 通学乗合(片道) 600円 ※乗合での運送によって、出発地点から目的地点までの対価が正規のタクシー運賃の1/2を超過する場合、超過額に応じて1人当たりの対価を減額する。
4	複数乗車の設定	有り		有り
5	使用車両	セダン・・・3台(うち軽2台)		セダン・・・3台(うち軽2台)
	使用権原	法人所有・・・3台(うち2台リース契約)	○	法人所有・・・2台(リース契約) 持込・・・1台 ※持込車両は、運送主体と自家用自動車提供者が使用に係る契約を締結
6	運転者	二種免許・・・1名 普通免許・・・8名	○	普通免許・・・10名
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。		上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。
7	運行管理の体制等	運行管理責任者 中井 裕貴		中井 裕貴
		整備管理責任者 山内 一比古		山内 一比古
		事故対応責任者 中井 裕貴		中井 裕貴
		苦情処理責任者 菊池 健弥		菊池 健弥
8	運送対象等	対象 その他・・・4名(内訳: 肢体不自由者2名、知的障害者2名)	○	その他・・・3名(知的障害者)
		運送の区域 弘前市を発地又は着地とする区域		弘前市を発地又は着地とする区域
		目的 自宅から養護特別支援学校までの通学の輸送		自宅から養護特別支援学校までの通学の輸送
9	損害賠償措置	全車両とも、対人: 無制限、対物: 無制限の自動車保険に加入		全車両とも、対人: 無制限、対物: 無制限の自動車保険に加入

(特定非営利活動法人 ケアサポートひまわり)

資料 5 - 3

福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

No	項目	申請内容	変更	前回申請
1	運送主体	(名 称) 特定非営利活動法人 ケアサポートひまわり (所在地) 弘前市大字泉野二丁目 8 - 6 (代表者) 理事長 山内 悟		(名 称) 特定非営利活動法人 ケアサポートひまわり (所在地) 弘前市大字泉野二丁目 8 - 6 (代表者) 理事長 山内 悟
	事業所	(名 称) Plan Do (所在地) 弘前市大字泉野二丁目 7 - 1		(名 称) Plan Do (所在地) 弘前市大字泉野二丁目 7 - 1
2	法令順守	様式第 2 号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第 7 9 条の 4 第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない。		様式第 2 号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第 7 9 条の 4 第 1 号から第 4 号までのいずれかにも該当しない。
3	旅客から収受する対価	【時間制】 1 0 分ごとに 3 0 0 円 (通院・片道)	○	【時間制】 1 0 分ごとに 1 0 0 円 (通院・片道)
4	複数乗車の設定	なし		なし
5	使用車両	車いす車・・・1 台 セダン・・・1 台	○	車いす車・・・1 台 セダン・・・1 台 (軽)
	使用権原	持込・・・2 台 ※持込車両は、自家用自動車提供者からの使用承諾書あり		持込・・・2 台 ※持込車両は、自家用自動車提供者からの使用承諾書あり
6	運転者	普通免許・・・1 名	○	普通免許・・・2 名
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に 2 年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。		上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に 2 年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。
7	運行管理の体制等	運行管理責任者 山内 悟		山内 悟
		整備管理責任者 山内 悟		山内 悟
		事故対応責任者 山崎 静乃	○	山内 悟
		苦情処理責任者 山内 悟		山内 悟
8	運送対象等	対象 要支援認定者・・・1 名 要介護認定者・・・5 名	○	要支援認定者・・・2 名 要介護認定者・・・5 名
	運送の区域	弘前市を発地又は着地とする区域		弘前市を発地又は着地とする区域
	目的	・自宅 (有料老人ホーム) から病院までの輸送		・自宅 (有料老人ホーム) から病院までの輸送
9	損害賠償措置	1 台・・・対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入 1 台・・・対人：無制限、対物：1 事故につき 1, 0 0 0 万円		1 台・・・対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入 1 台・・・対人：無制限、対物：1 事故につき 1, 0 0 0 万円

対価について

No	法人名	複数乗車	平均輸送距離 平均輸送時間 ※1	設定対価	料金 ※2	タクシー料金に対する 設定対価の割合
1	特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会	平均 4 名	17.6km	【定額制】 ①650円（通学・片道） 650円×4人=2,600円 【距離制】 ②初乗り1キロまで230円。 以後1キロ単位ごとに80円。（通学以外）	5,710円	45.5%
2	特定非営利活動法人 銀河	平均 4 名	16.9km	【定額制】 600円（通学・片道） 600円×4人=2,400円 ※乗合での運送によって、対価が正規のタクシ ー運賃の1/2を超過する場合、超過額に応じて1 人当たりの対価を減額。	5,530円	43.3%
3	特定非営利活動法人 ケアサポートひまわり	なし	10分	【時間制】 10分毎に300円 （通院・片道）	987円	30.3%

※1 平均輸送距離 → 各利用者ごとに「自宅～特別支援学校等」までの距離を計測し、利用日数（月）を乗じてたしあげ、事業所の月の総輸送距離を算出。
その数値を利用日数計で除して平均を算出。

（例）Aさん・・・【距離15km、月20日利用】、Bさん・・・【距離10km、月10日利用】、Cさん・・・【距離5km、月4日利用】
この場合、{(15km×20日)+(10km×10日)+(5km×4日)}÷34日≒12.3km/日 となります。

平均輸送時間 → 各利用者ごとに「自宅～病院」までの時間を計測し、利用日数（月）を乗じてたしあげ、事業所の月の総輸送時間を算出。
その数値を利用日数計で除して平均を算出。

（例）Aさん・・・【時間12分、月20日利用】、Bさん・・・【時間8分、月10日利用】、Cさん・・・【時間5分、月4日利用】
この場合、{(12分×20日)+(8分×10日)+(4分×4日)}÷34日≒10分/日 となります。

※2 タクシー料金の算出方法

中型車の単価（資料7参照）を用い、距離制運賃（又は時間制）により料金を算出。

（例）No1 → (17.6km×1,000-1,500m【初乗り距離分】)÷289m≒56 56回×90円+670円（初乗り料金）=5,710円

青森県タクシー自動認可運賃上限額(弘前交通圏)

公示 平成26年2月28日

1 距離制運賃

		初乗運賃	加算運賃
車種別	特定大型車	1.5km 820円	240m 90円
	大型車	1.5km 750円	253m 90円
	中型車	1.5km 670円	289m 90円
	小型車	1.5km 660円	339m 90円

2 時間距離併用制運賃及び待料金

車種別	特定大型車	1分30秒 90円
	大型車	1分35秒 90円
	中型車	1分45秒 90円
	小型車	2分 5秒 90円

3 時間制運賃

車種別	特定大型車	30分 3,830円
	大型車	30分 3,600円
	中型車	30分 2,960円
	小型車	30分 2,550円